

議案第 18 号

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（平成 2 年墨田区条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条に次のただし書を加える。

ただし、使用者（公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 8 条各号に掲げる者に限る。）が当該報告を行うことが困難な事情にあると区長が認めるときは、この限りでない。

第 14 条中「報告」の次に「（同条ただし書の場合においては、省令第 9 条で定める方法により収入を把握した場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公営住宅法の一部改正により、公営住宅に入居している認知症患者等の収入報告義務を緩和することができることとなったことを踏まえ、高齢者個室借上げ住宅に入居している認知症患者等の収入報告義務を緩和する必要がある。